

北千葉広域水道企業団物品等指名競争入札参加者指名停止等基準

(目的)

第1条 この基準は、北千葉広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する物品の購入又は製造、印刷の請負、その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。以下「物品等」という。）の円滑かつ適正な履行を確保するため、企業団の物品等入札参加業者適格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が物品等に係る事故等を引き起こした場合における指名停止等に関して、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な措置を定めることを目的とする。

(指名停止)

- 第2条 企業長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号の定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- 2 企業長が指名停止を行ったときは、契約担当者（北千葉広域水道企業団財務規程（平成15年管理規程第7号）第2条第4号に定める者をいう。以下同じ。）は、物品等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 3 企業長は、第1項の規定により指名停止の対象となる有資格業者又は指名停止を受けた有資格業者（以下本項において「行為者」という。）が指名停止等の対象となる行為の後、会社分割により、他の有資格業者（以下本項において「承継者」という。）へ営業の承継があった場合で、かつ行為者と承継者が子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合には、同じ措置要件により承継者に対しても指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表第1各号又は別表第2各号の

措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号まで又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 企業長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前各項及び第4条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 企業長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月）まで延長することができる。
- 5 企業長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 企業長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条 企業長は、第2条第1項又は第3項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。ただし、第3条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。

- (1) 談合情報を得た場合、又は企業団職員が談合（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第5号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第3号から第6号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴

金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第3号から第4号までに該当する有資格者について、**独占禁止法第7条の3第1項**の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項による各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号から第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるときそれぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間。ただし、第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。

(5) 企業団又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号から第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるときそれぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間。ただし、第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。

（指名停止の通知）

第5条 企業長は、第2条第1項又は第3項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく別記様式（様式第1号）により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 契約担当者は、第2条第1項又は第3項の規定による措置の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第7条 企業長は、第2条第1項又は第3項の規定による措置を行うまでに至らない場合において、必要があると認められるときは、当該有資格業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止の公表）

第8条 企業長は、第2条第1項又は第3項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 措置の原因となる事実又は行為が平成28年3月31日以前に発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 措置の原因となる事実又は行為が令和2年11月30日以前に発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和3年1月25日から施行する。

別表第1

千葉県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 企業団が発注する物品等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>2 企業団が発注した物品等(以下この表において「企業団発注物品等」という。)の履行に当たり、契約に違反し、物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>3 企業団発注物品等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>4 千葉県内における物品等で、前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般物品等」という。)の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた物品等関係者事故)</p> <p>5 企業団発注物品等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、物品・委託関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>6 一般物品等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、物品等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が企業団職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が企業団以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 千葉県内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p>
<p>4 千葉県外の区域において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該を認定した日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>5 千葉県内において、公共機関が発注した業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p>
<p>6 千葉県外の区域において、他の公共機関が発注した業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(その他不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当し、物品等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等、一般役員等又は使用人が、業務に関し、法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 業務に関し、法令違反等により行政処分を受けたとき。</p> <p>ハ 代表役員等、一般役員等又は使用人が、企業団職員による不適正な経理処理に関与したとき。</p> <p>ニ その他業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>